

緑の風

MIDORI NO KAZE

E-mail ● tamajitiken1972@space.ocn.ne.jp
URL ● <http://www.tamaken.org/>

5月号 vol.192

2016年4月31日

●編集

NPO法人

多摩住民自治研究所

日野市神明3-10-5

エスプリ日野103 〒191-0016

TEL : 042-586-7651

FAX : 042-514-8096



特集

憲法の実践

特集

憲法の実践

普段着のことばで語る憲法

安保関連法に反対するママの会@多摩 小川佳代子 2

すべての人がお互いに尊重し、 共に生きる街を目指して

自立生活センター・日野 藤田 博文 6

HINO飛ぶ教室の35年の軌跡

HINO飛ぶ教室 滝口 仁 8

フランク・ロイド・ライトの都市構想 —— 商工業と農業の分散的融合 ——

獨協大学経済学部 本田浩邦 10

書籍紹介 『高校生の参加と共同による主権者教育

—生徒会活動・部活動・地域活動でシティズンシップを』 15

【財政研究会レポート 第27回・28回学習会】

～地方創生 奥多摩町～ ～何故、奥多摩町なのか？～ 18

報告者：師岡 伸公

報告者：大和田 一紘

沖縄つうしん vol.5

やんばるの美しい森にオスプレイはいらない

沖縄住民と自治研究会 湧田 廣 22

タマの風 vol.35 「よるが来た 2 不気味なもの」

神子島 健 25

山口映写室 vol.30 『A.I.』

ぐっち 28

総会のお知らせ

29

3月の活動・編集日誌

30

KEIKYU takes you to
Miura peninsula starred by
Michelin Green Guide!

平成28年4月1日から施行

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら
共に生きる社会をつくることを目指しています。

特集

憲法の実践

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの
事業者に対して、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除く
ために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が
重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）
を求めています。

合理的配慮の事例が内閣府のホームページにあります
内閣府

MICHELIN KEIKYU



特集

憲法の実践

「普段着のことば」で語る憲法

安保関連法に反対するママの会@多摩

おがわ かよこ
小川 佳代子

インタビューー 緑の風編集委員 神子島 健

憲法カフェで紙芝居

神子島 まず、今やっている活動についてうかがいたいと思います。

小川 明日の自由を守る若手弁護士の会の弁護士さんと呼んで、小さな喫茶店やレストランで憲法カフェを主催しています。

神子島 今まで何回主催しました？

小川 多摩市内で二回、江戸川区で一回、合計三回主催しました。案外回数は少ないですね。

神子島 そのカフェでは、どのような事をしてるんですか？

小川 弁護士さんが紙芝居やスライドを使って、「憲法とはだれが守らないといけないのか」から始まり、学校で習ったような憲法の三つの柱のような基本的な話をし、自民党の改憲草案はどのような事を言って

いるのか話をしてもらい、それについての危機感を共有し、じゃあ、あなたに何ができるかを考えよう、という話になりました。私がこだわったのは、みんなのグループトークで、自分になにができるかを話し合う部分です。

弁護士さんは忙しいし、お金もかかりません。それなら自分たちの言葉でしゃべる事もできるんじゃないかと思いましたが、友達を呼んで話したりするうちに、仲間が少しずつ増えてきて、上から目線で教えてあげるわという形は嫌なので、例えば日常の台所仕事をしながらだったり、紙芝居を作ったから、ちよっと練習台になってくれる？とか、そういう形で誘い出して、憲法に対するハードルを下げて語り部を増やすという目的です。

その結果、一生懸命活動しているというほどではありませんが、憲法を語りたい人

たちのコミュニティができるようになりました。

そうしたら、自分が主催者になるよりも、呼ばれて話す機会が増えてきました。自分で紙芝居を作って持って行って、専門家のことばではなく、生活に根付いたことばで二回ほど話しました。

最近では、年配の女性たちに、「弁護士さんに何度も話を聞いたけど、初めて憲法が分かった」と言われて、すごく嬉しかったです。

神子島 絵を書くのは好きだったんですか？

小川 それくらいしか楽しみのない子どもでした(笑)。職場にハンディを抱えた人があるので、紙芝居を使って、その人に見せて伝えられるようになるのが私の目標です。

神子島 今来てくれている人たちは、ど

のような方ですか？

小川 どうしても今来てくれている人は、SNS等を使って情報を集めて興味を持って来てくれているような、同じ危機感、目的意識を共有している人が多いです。輪を広げるために本当は学校でやりたいんですが、学校のママ友たちは声をかけて「偉いね」って言うくらいで、実際に来てくれないので、向こうが構えないように敷居を低くするにはどうしたらいいかが課題です。

なので、「戦争反対」を叫ぶのではなく、「平和が好き」を訴えるステッカーを作ってみました、居酒屋で紙芝居をしてみたりして、周りの人が「なんだ？なんだ？」って見てくれるような地下活動をしています（笑）。ママの会は独自のネットワークが広いとよく言われますが、なかなか友達の数も増えず、SNSでのつながりも希薄になりがちなので、それも課題です。

政治家をネグレクト（育児放棄）していた

神子島 憲法カフェをやるうと思っただけは何ですか？

小川 去年の夏の安保関連法です。そこ

でデモに行き始めたんですが、ただ、デモではいつも同じ人と会うことが多く、これでは広がりがないと思っていたところに、別件で知り合った弁護士さんに、憲法カフェというものを教えてもらいました。

それを知ってどこかに聞きに行くのではなく、地域で少人数でやりたいと思ったんです。子どもを見ながら集まれる環境で、地元の人が来りやすいような場所です。都心ではなく、自分の地元の子どもたちの生活圏内で、子どもたちの生活を守る事をしたかったんです。

安保関連法の前は、「九条を守れ」の活動の声を聞いても、それは自分と関わりがない、遠いものだと思っていました。

ですが、読んでみたらすごく素敵な事が



小川佳代子(おがわ かよこ)

多摩市在住 高校生と小学生の母。2015年夏 安保関連法に反対するママの会@多摩を立ち上げ、@東京に参加。ミナセン東京(みんなて選挙)世話人。

上の写真の手に持っている絵は、小川さんが作った憲法の紙芝居。

書いてありました。当時私はカウンセラーの勉強をしていたのですが、その勉強の中で学ぶ事と憲法には同じ事が書いてあるように思えました。心の問題で悩んでいる時に、あなたの命は素晴らしいよ、あなたはあなたのままでいいよ、あなたの自由でいいんだよ、って事が最高法規で守られているって事は、人によってすごい安心感を感じると思います。それから憲法ラヴァーズになってしまいました(笑)。

同時に、自分がいかに政治や憲法について、ないがしろにできたかを実感しました。それは政治や、政治家に対するある種のネグレクトだと思ってしまいました。政治家もグレてしまっただけで、どうせ国民は自分た

ちに興味もないし、分かってくれないだろう。それなら、お金をくれる人と仲良くしていた方がいい」となってしまったのは、私達の責任だと思っていて、同時に憲法についても、ただ学校で習っただけのものでしかありませんでした。

天皇陛下が象徴になったことや、戦争放棄についてくらいで、基本的人権の尊重も、国民主権もテストのための丸暗記になってしまつて、そんな風にならないがしろにしてきたし、そのようにしか教えてもらっていませんでした。

自分には人権があるんだと知らずに、大人になつてしまったのが、すごくもつたいたなく思えて、それを改めてきちんと読みなおした時の感動をもっと広めたいです。

紙芝居や絵本を通じて、「普段着のことば」でそれを伝えたいと思います。ただ、その時にあまりに崩しすぎて、言葉の意味を変えてはいけませんので、そこでは弁護士さんの力を借りたいと思います。

同調するのをやめた三・一一

神子島 好きな憲法の条文は何条ですか？

小川 一三条です。一三条ですべての人々の命を尊重できれば、九条で戦争の放棄を

わざわざ言わなくていいくらいだと思つてしましますが、九条が国家に戦争をさせないものだということをふまえた上で、そこであえて九条を作ったのは、まだ見ぬ子孫への先人の愛だと思えます。

余談ですが普通に暮らしている中で、それが何条に守られているかを考えると楽しいです。友達と飲みに行つて、お父さんが飲みに行くように、お母さんだつて飲みに行つてよい、それが二四条の夫婦同権に守られていると考えると、すごく暮しの中で生きてきて、楽しいのです。

憲法カフェと直接の関係はありませんが、今度『ペアテの贈り物』って映画の鑑賞会をするんです。この映画の公開当時は運動から離れていて、本当に自分が楽しいことだけして生きていこうと思つていたんです。ただそれを突きつめていいたら、憲法に帰ってきたんですよ。

神子島 やつぱり三・一一が大きかったんでしょか

小川 三・一一がやつぱり一番大きいですね。それまでは、ちょっと不満を我慢すれば家族は平和だし……と思つていたんです。ただ、そうしていたら子どもを守れないと思つたんです。

周りの空気を読んで、大丈夫だつていう



周りに同調して、黙って生活をして、お母さん同士つて子どもがいじめられないようにコミュニティからはみ出ないように生活するんです。

それが三・一一の時に崩れてしまったんです。そこから同調するのを辞めました。自分が危険だと思ふ直感を信じるようになりました。そうしないと子どもを守れないと思つたので。

神子島 日本だと、お父さんはお父さん

で会社で同じように歩調をあわせて、子どもは子どもで学校でそれをやっていたりしますよね？

小川 そうですね、お父さんが会社で頑張っているなか、お母さんがそれに同調しなかったら、当然お父さんはあまり目立たないでくれていると思いますし、子どもが嫌がる事はしないとと思っています。

ただ、憲法の中で、その空気を読まなくていいって、その自由を国は守りますよと書いてあるんです。

それを保障するために国をつくって、それを保障するという事で、政府にお金を払っているんです。だから、それができないなら、別の守る人にならなければならないのです。私はこういう風にシンプルな言葉でしか語れないのですが、そう前文から書いてあるからしょうがないんですよ(笑)。

神子島 今後やりたいことは何でしょうか？

小川 普段着で憲法を語ることを広める事です。こういう活動をやるようになってから思うことは、私達の世代に人権意識がないということ、他人に対しても自分の権利についても無自覚な事を実感しています。いい大人が自分の権利を知らないなら、「大人だったら勝手にすれば」とも思いま

すが、一緒にデモに参加し始めたママさんが、旦那さんにそれ以上は止めてと言われたいから止めるって人が多くて、「なにそれ」と言いたくなってしまいます。ただ、それは私が自由だから言ってしまうことばかもしれないし、それぞれの家庭で話し合う事なので飲み込みます。でも、すごく悲しい気持ちになって、ここまで生きてきても自分の自己決定についてあまりにも知らないなら、次の世代に託したいと思います。

だから私の野望は、小学校や保育園や幼稚園の道徳の時間で、「あなたはそのまま

で、人と違っていいんだよ」って、それを国が守ってくれると知って、「生まれてきてよかった」と思って欲しいです。

そして安倍さんに本当の意味で自由になって「平和って素敵だな：僕は僕でいいんだな」と思って欲しいんです。岸信介の孫として祖父の続きの人生を、ではなく、安倍さんに「僕は僕として生まれてきてよかった」と思って欲しいです。私の妄想ですけどね。(了)

ミュージシャン&マジシャン

大友剛氏 × 上智大学教授 中野晃一氏

対談トーク

〈子育てパパの視点から
今度の選挙を考える〉

◆6月19日(日)午前10時から

◆かしの木保育園

(多摩市永山駅から徒歩5分)

主催：安保関連法に反対する

ママの会@東京





すべての人がお互いに尊重し、共に生きる街を目指して

自立生活センター・日野 事務局次長

藤田博文 ふじた ひろふみ

私たちが自立生活センター・日野は障害者運動の展開と福祉サービスの提供という二面の顔を持つ団体です。運動体と事業体の両輪を軸に活動していることが自立生活センターであり、現在一二九のセンターが全国で活動しています。

昨年の夏、私はADA法（障害を持つアメリカ人法）二五周年を祝う式典に参加するため米国に渡り、障害者の生活実態や人権に対する意識というものを自分の肌で感じ、日本との違いを知る機会を得ました。

そもそも社会における障害者運動には大きく分けて二つの流れがあります。一つは福祉という観点から福祉の充実を求めるもの。そしてもう一つは奪われた人権を回復するもの。米国の憲法には生存権が規定されており、福祉主義の観点を設けていません。そのため米国の障害者は、自分たちの奪われた人権を回復する、取り戻すということに力を注ぎ社会を変えようとしてきました。本来、障害者に対する福祉サービスも同時並行的に進めていかなければなりません。米国ではむしろ人権を獲得する運動

が先行し、メインに行われ発展してきました。そのため、日本における障害者総合支援法のような福祉制度の制定は難しく現在に至ります。

今回、日本から共に渡った障害当事者が口をそろえて言ったことは、呼吸器を利用する者や二四時間のサービスを必要とする者、日本で言う重度障害者の姿が見えなかったということ。一人もいないというわけではありませんが、その人数の違いは圧倒的でした。理由はすぐにわかります。米国の障害者に対する福祉保健サービスは年金制度やメディケア・メディケイドによる医療保障が中心であり、重度障害者が地域で暮らすための公的サービスが限りなく限定されています。そのため州ごとに多少の違いはありますが、就労している、もしくは貯蓄があるなどの条件では多く人が公的サービスの対象にはならないということでした。これでは社会に参加できる障害者は限られ、介助サービスを必要としない障害者しか社会参加することができないという環境を生んでいます。重度の障害があるがゆえに自分の望む生活ができない。本当に

救済すべき重度障害者の生活にまで届いていないことに残念でなりません。米国では、「自分でできることはなるべく自分で行い、他人にお世話にならないことが自立である。働ける者は少しでも働いて社会に貢献し、人としての価値を高めることで自分の存在に自信を持つことになる。」という考え方もあります。確かに働くことは素晴らしいことであり、誇りを持つて良いものだと思います。しかし、何事も自分でできること、働いていることこそ人としての人権が認められるという社会の考え方に、働きたくても働けない重度障害者の人権、または、自己選択・自己決定権が本当に尊重されているのか疑問を持たざるを得ません。

もともと自立生活センターは米国で生まれ、人権運動をメインに直接サービスの提供の二本立てで進めてきたという結果、良くも悪くも今の米国社会があるわけですが、日本における自立生活センターの障害者運動も、この人権運動の展開と直接サービスの提供、それらを踏まえた福祉サービスの発展が必要だと考え同時に進めてきました。

確かに福祉サービスにおいては米国よりも整いつつある状況ですが、いくら障害者総合支援法をはじめとする法令を充実させようとも社会の理解がなければ、障害者は周りの人から見えない、隔離された状況の中でその福祉制度に依拠して生活せざるを得ません。どんなに障害当事者と厚生労働省が福祉政策を良くするために話し合おうとも、社会を変えることにつながらないといわけです。私たちはそのような社会に留まっただままではなく、社会自体を変えていくにはどうしたらよいか考える必要があります。

今年の四月一日から障害者差別解消法が施行されましたが、日本に障害者運動が広がり始めたころは人権運動に対する法的根拠が存在せず、当時は従来からある思いやりくらいしか日本全体を変える手段は持っていないませんでした。今回の法律の施行により、十分ではないにしても、その法律に基づいて社会に向かって言えるようになったというわけです。今まさに社会が変わろうとしています。障害者の権利条約、障害者基本法における障害の定義に示されている社会モデルの考え方で言えば、まだまだ私たちの暮らす社会には多くの社会的障壁があります。私たちはその制限された社会の中で暮らすことにより、ある意味慣れてしまいう状況が多々あり、気づかないことも少なくありません。改めて私たちは自らの地

域における社会的障壁を発見し、例えば障害者差別解消法に基づいて、どういった点をどのように変えられるか検討することが必要になってきます。合理的配慮、不当な差別的取り扱いなど、これから様々な場面で耳にする当たり前の言葉になっていくわけですが、そもそも自分たちの周りにある社会的障壁が何なのか、それが見えなければ合理的配慮など必要ありません。街づくりの運動によって日本にはバリアフリー新法があります。日野市にはユニバーサルデザイン推進条例によって交通機関、建物、道路の整備が行われていますが、これは限られた合理的配慮であり、本来この街づくりに関する法律、条例から漏れてしまう部分を合理的配慮によって補わなければなりません。しかし、その大半は人の意識であり、内心にあるもので規制するにはとても難しいものですが、障害者差別解消条例の策定を機会に、すべての人が互いに尊重し合い共に生きる街を目指したいと思えます。

条例策定への活動によって人の意識が変わるなど、すぐに効果は出ないかもしれませんが、それは人々の心の中にある障害者に対する無知、無理解、偏見によって様々な問題が引き起こされてきた長い歴史があり、簡単なものではないからです。差別解消は社会にある社会的障壁を

取り除く大きな手段ではありませんが、すべてではありません。特に心理的障壁を取り除くことは極めて難しく、内心に留まっていることについて、法律では何も関与できません。しかしながら、法律では関与できないにせよ、無知、無理解、偏見というのは良くないものだという観点から啓発活動の対象として、違う形でなくしていく。その一つの手段として条例づくりの活動があるわけです。この多摩地域での活動も徐々に広がりを見せています。八王子市は二〇一二年四月に施行され、最初の見直しを行いました。国立市は二〇一六年四月、障害者差別解消法と同時に施行され、立川市は二〇一五年度に条例策定委員会を設立。二〇一七年度の施行を目指しています。私たちの暮らす日野市は条例づくりを目指した検討会の設置、基本方針の策定、障害者地域支援協議会設置など今まさに始まろうとしているところです。(了)



藤田 博文(ふじた ひろふみ)

1978年、長野県生まれ。20歳の時、スノーボードの事故で頸椎損傷となる。2004年から自立生活センター・日野に関わり、現在事務局次長。障害者差別をなくす日野市条例づくりの会事務局、日野市UDまちづくり推進協議会委員、他。

特集
憲法の実践

HINO 飛ぶ教室の三五年の軌跡

HINO 飛ぶ教室・代表
滝口 仁



滝口 仁(たきぐち ひとし)
1950年 東京都港区生まれ。1980年頃東京都八王子市にTAKAO飛ぶ教室設立。その後日野市に移転し、HINO飛ぶ教室に名称変更。MEWネット設立、同代表就任。ひの・子ども支援塾設立、同代表就任。日野市社会福祉協議会理事に就任。

HINO 飛ぶ教室は一九八〇年に東京都八王子市にて地域の補習塾TAKAO 飛ぶ教室として発足しました。当時から「みんなは本来にみんなでありたい。誰も排除されずに。」 「地域に向かった開かれた窓でありたい。」という方針でしたが、それは今考えるとインクルージョンの本質的な理念に近いです。インクルージョンという概念が一般的に使われる様になったのは、一九九四年のサラマンカ宣言(声明)からです。

それはスペインのサラマンカに九二か国の政府および二五の国際組織を代表する三〇〇名以上の参加者が、インクルーシブ教育(inclusive education)のアプローチを促進するために必要な基本的政策の転換を検討することによって、「万人のための教育(Education for All)」の目的をさらに前進させるために、すなわち、学校がすべての子どもたち、とりわけ特別な教育的ニ

ーズをもつ子どもたちに役立つことを可能にさせるため、ユネスコと協力しスペイン政府によって組織された会議によって採択されたものです。

ここで「特別なニーズ教育における原則、政策、実践に関するサラマンカ声明ならびに行動の枠組み(Salamanca Statement on principles, Policy and Practice in Special Needs Education and a Framework for Action)」を採択し、これらの文書は、

インクルーシジョン(Inclusion)の原則、「万人のための学校」すべての人を含み、個人主義を尊重し、学習を支援し、個別のニーズに対応する施設に向けた活動の必要性の認識を表明しています。

一言で言うと、それまで障がいと健常児は分離された場で教育を受けていましたが、インクルーシブな教育の中で、どんな子どもも「共に学ぶ」事になります。現在の「特別支援教育」も実はその理念的背景は

このサラマンカ宣言にある筈なのです。

八王子市にあったTAKAO飛ぶ教室は一八年前に日野市に移転し、HINO飛ぶ教室になりました。それを機に学習塾からインクルージョンに基づくフリースクールへと変わっていきました。現在教室には未就学の児童から四〇歳を超えた人まで、様々なメンバールがいます。知的障害、自閉症、発達障害、精神障害や不登校・ひきこもり等みんな多様な「生きづらさ」を抱えています。

教室は一切の公的な助成金を受けていません。制度の枠に入ると様々な制約が生じます。「障害者手帳を取得していなければ来られない」「地域が制限される」「期限を限られる」「年齢が制限される」等々です。インクルージョンに基づくと公言したからには「統合失調症は受け入れない」等障害の種別に拘らずに入会は拒めません。「インクルージョンはやせ我慢と見つけたら」という感もあります。小さな教室ですが、他県から通ってくる人もいます。長い人はもう二〇年以上の関わりになります。運営面は常に変なのですが、この場を必要とする人のある限りは続けていきたいと考えています。(了)



滝口氏の活動

『子どもも大人も食堂』にて子どもも大人も一緒に作って食べます。(↑写真:滝口氏)



この日のメニューは焼きそば。
編集部松川も調理に参加
(→写真:編集部 松川)

HINO飛ぶ教室設立35周年 ひの子ども支援塾設立5周年 記念パーティー



- ◆ 5月5日(木・祝) 午後1時から4時
- ◆ 日野市中央福祉センター2F
- ◆ 会費¥1000 一品持ち寄り

問い合わせ先(滝口)
090-9950-2358
solalis@t.vodafone.ne.jp



フランク・ロイド・ライトの都市構想

— 小規模都市と農業の分散的融合 —

獨協大学経済学部教授



ほんだ ひろくに
本田浩邦

日本の地方経済の衰退の対抗軸を考えるためには、地方への都市機能の分散と農業との融合のあり方を考える必要がある。建築家フランク・ロイド・ライトは二〇世紀前半をつうじてこの問題を考えつづけた。ライトの構想は、日本の地域再生を考える手がかりを与える。

1 建築と都市

アメリカの建築家フランク・ロイド・ライト (Frank Lloyd Wright, 1867-1959) は、「ブレイリースタイル」と呼ばれる端正な住宅デザインと、「有機的建築」(organic architecture) という概念に基づく設計思想によって知られ、今日なお多くの支持を集めている。しかし、ライトが語られる際に、彼が現代の技術と都市文明に潜む抑圧的で非人間な性格、さらにそれらを不可避的に生み出す資本主義システムを激

しく批判したことと言及されることは少ない。

できあがったばかりのニューヨークのエンパイアステートビルをみたライトは、それを「一時代の終焉を告げる墓標」と語った。ライトによれば、都市化され群生本能の奴隷となった市民は、自己の存在目的を見失い、生産はしても創造はしない。彼は、人口過密と危険によってこのような都市は歴史的に淘汰されるであろうと述べている。ライト没後、半世紀以上が経過した。現代的都市は今日、ライトの見通しにもかか

わらず、「淘汰」どころか、ますます肥大化しつつある。経済学者は都市への産業集積のメリットを語り、社会学者は国家をも上回る都市機能の相互連関の重要性を語っている。しかし、このことはライトの予言が的外れであったことを意味するであろうか。もはや、ライトを語る場合には、われはライトの建築とその資本主義批判を切り離し、後者を無価値な妄言として視野の外におくべきであろうか。私にはそうは思えない。私たちが日常的に抱えている問題、たとえば、都市部の人口増と地方の衰退、地価・住居費の高騰、ゴミ問題、交通事故、インフラ整備の負担などを考えた場合、二〇世紀の都市が、それ以前の文明都市と比較して機能面で優れており、コスト節約的と断言することはできない。あるいは都市の利便性があつたとしても、それは、

都市の存続自体が、人間の共同性を破壊し、地方を停滞させるという多大な犠牲を社会全体に押しつけていることによって成り立っている。このように考えた場合、二〇世紀の入り口で二〇世紀を批判したライトの思想の跡を辿ることには今日的な意味がある。

II 機械と文明

ライトは、都市における人間の疎外状況から議論をはじめめる。

「人類の遺産としての大地の価値は、集中した都市においては彼の手の届かないものである。集中によってあらゆる都市が過度に膨らみすぎている。都市化された市民は、群衆が醸し出す催眠的な温情、圧迫、あるいは賞賛に幸せを感じる。かつて鳥のさえずりや小枝を払う風の音、動物の叫び声、愛しい人々の話し声や歌が人々の心を充たしたが、都市では、ひしめく群衆と機械による騒音が彼の頭と耳を充たす」(Wright, 1945, p. 1.)

こうしたライトの都市観の根底には機械に対する批判がある。ライトが、機械の資本主義的使用について語るとき、彼の建築論が資本主義システムそのものに対する批

判に立脚したものであることがわかる。

「現代的機械によって用いられた巨大な資源は必然的に労働者の存続に敵対する作用をはたす」(p. 3) 「機械設備が増えると、生産総量はますます増加し、世界市場を支配を目指す総機械化による総力戦がますます進む。機械はますます戦争のエンジンとなる。現在、賃金奴隷制の制度化の宣伝がどこでもニュースになっている。機械が開放するますます多くの人間の能力は制度的にも理論的にも骨抜きにされ、消滅してしまふ。これこそ本書が生産者に対抗して消費者を擁護すべき有機的建築を提唱する理由にほかならない」(p. 130)

現代社会において機械はそれに相応しい位置を与えられていないために有害であり、その弊害は市民生活の存続を脅かすのみならず、戦争や海外市場支配への衝動をさえ生み出すとライトはとらえている。別の箇所ではライトは、「富者と貧者とを合わせた収入も、生産される財貨を買うことはできない」と述べ、一般に高い生産性による剰剰経済を前提しているが、生産の規模を人間の必要に応じて規制すべきであると同時に、人間の必要を上回る生産力がある以上、

人間の必要に応じて生産量が調整されなければならぬと考えた。したがって完全雇用の要求も市民にとっては不十分であるだけでなく、むしろ有害で、それは市民を都市と資本の奴隷にする手段にすぎないとライトは述べている。

III 「ブロードエーカー・シティ構想」

ライトは、一九三二年に「ブロードエーカー・シティ」(Broadacre City)という新しい都市モデルを発表した。同年の著書 *The Disappearing City* において、ライトはその構想の趣旨を明らかにしている。この構想をもとにして、一九三五年の「産業芸術博覧会」へ模型が出品されている。さらにその後、同書が修正補足されるかたちで、一九四五年に *When Democracy Builds*、さらに一九五八年、ライトが亡くなる半年前に *The Living City* として発表された。つまり、ライトは自らの後半生を、多くの建築作品の制作と同時に、都市構想を入念に仕上げる作業にあてたといつてよい。あるいはむしろ、ライトにおいて、建築とは、もはや単なる住居や公共施設のデザインにとどまらず、都市計画や国家のプランニングにも及ぶ壮大なヴィジョンと不可分一体で展開されるべきものであった。

ライトは、ブロードエーカー・シテイを、既存の現代的工業都市に對置すべきものとして構想した。それは既存の都会でも村でもなく、一件当たり一エーカー（約一〇〇坪）から一〇エーカーを単位とした土地の分割にもとづき、現代的交通手段と通信設備によって結びつけられたネットワーク型都市である。そこでは商工業と農業とが一体となり、協同組合的流通が整備され、大都市に行かなくても教育や文化・芸術に誰もが容易にアクセスできるといふものである。

地域的に「分散」した都市が「再統合」される。これはこれまでの古い都市への「集中」と真逆の方向での各都市を芸術的・宗教的、科学的に作り変える。「分散」と「再統合」は国全体を有機的に結びつけ、よりよい生活を生み出すのみならず、生活・余暇、文化のための新たな枠組みを与える。「自由な都市、それは夢であろうか。たしかに一つの幻想であろう。しかし理想はつねに事実在先立ち、それを予見する。私がおここに記してきたことは実行可能な理想のアウトライン以上のものであり、それはすでに動き出しつつある」(p.121)

IV 都市の経済構造

ブロードエーカー・シテイの経済構造を知るためには、一九四五年と一九五八年の著書の第四章の教節を理解する必要がある。その要点を示せば次のとおりである。

・人間は過去の遺産と自然に依存しているという意味でパラサイト的な性格をもっている。過去の遺産とは機械による生産性であり、そのおかげで貧困は過去のものとなった。機械の生産性が生み出す製品の量は、富裕者と貧困者の消費力を超えている。機械によって人々が働かなくなっても、生活することはできる。「完全雇用」はもはや必要ではない。機械によって開放されたエネルギーを他の、「生計を立てる」ことと直接かかわらない何か楽しいことに向けることが重要である。人々は、時間に縛られたり、生活のために隷従を余儀なくされたりすることはない。彼は彼自身がなりたいたものになれる。これはわれわれが過去から受け継いだ価値ある遺産であり、彼がこの遺産を相続できるのは民主主義のもとでのみである。

・工場、農園、オフィス、商店、住宅、劇場、学校は一〇分以内の距離にあり、人々はタクシーをひろうように無線でコントロール

ルされる輸送機で行き来する。トラックは幹線道路上を走らず、電柱電線は地下に埋設される。道路、緑地は公共的に管理され、「管理建築家」、「風景建築家」、および「建造物技術者」が管理を担当する。

・ブロードエーカー・シテイにおいて、人々は本源的な遺産である土地を保有することができる。農業が都市に組み込まれ、生産農家は五エーカーから四〇エーカーの自らの土地を耕作する。トラクターなど大きな農業機械はグループで共同利用される。生産者と消費者とが直接結びつき、家庭菜園と小農園とがあわさって、人々はわずかな時間を農園での作業に費やすことで、新鮮な野菜を常時入手することができる。しかし、必ずしもみんなが農業従事者である必要はない。抑圧的な労働からの解放と、生産と生活との結びつきに、民主主義への真の道が存在する。

V 考察

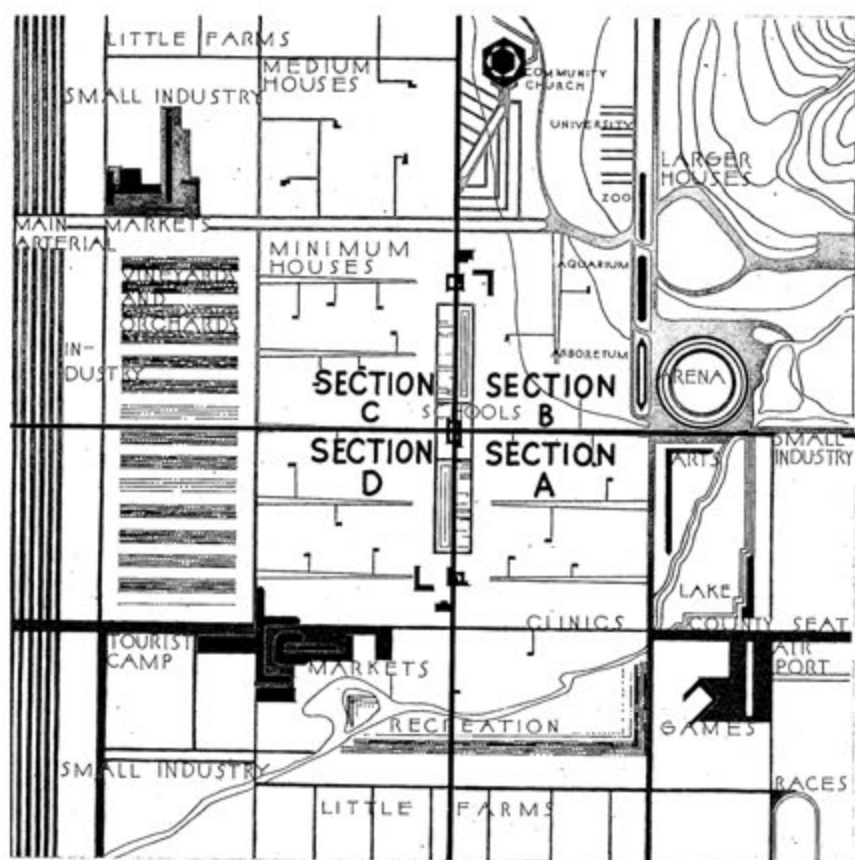
ライトのブロードエーカー・シテイ構想はいくつかの要素からできている。第一に、政策的な視点でみると、広大な土地を区画し、分有するというアイデアは、南北戦争後、西部の土地を自営農に開放したホームステッド法と似ているが、それは単なるア

アメリカ的なノスタルジーではない。たしかに彼の理想は、一九世紀の都市化される以前の共同性に基づく、生活倫理に律せられ、労働によって制御されるアメリカ市民社会のイメージであったが、ブロードエーカー・シティ構想は、都市化された現代社会の批判という文脈において、現代的な高い生産力、輸送手段や生活手段の豊富さを前提に、そうした平等な分配が民主主義な政治制度によって高い次元で復活させられるものと考えられている。

都市化が急激に進む必然性は、競争的あるいは独占的な市場経済そのものにある。そのなかに浮かぶ地域的な狭いエリアで自己完結的な生産コミュニティを維持しようと考えるライトの構想はたしかに空想的であり、そこへどのように移行するか議論も描かれてはいない。しかし、大都市と近郊の巨大企業を中心に垂直的に作り上げられた分業構造のシステムをどのように地域に吸収するかといった問題は当時も現在も現実的な政策的課題であり、その際に、このようなある種の持続可能な都市のモデルを思い描くことは問題解決の手がかりとして不可欠である。ライトの都市構想の現代的な意味もこの点にある。農業とその他の生産活動、余暇などを都市の単位で融合させるという構想は、一九世紀の各地で行

われたユートピア的な実験と共通するが、巨大なフードシステムとして発展した現実のアメリカの農業とは真逆の戦略である。わずかな労働による分散型の農業で食料供給が可能であるという理解は日本の地方再生を考えるうえでも重要である。

第二に、経済的にみると、人間は社会的生産力の相続者として基本的な生活欲求を満たす手段を受けとる権利があり、社会が歴史的に培った生産力によって生み出される経済余剰は社会的に分配されるべきであるとライトは考えている。この思想は、一



付図 ブロードエーカーシティのレイアウト(Wright, 1945, p.55)

九世紀末のホブハウスら「イギリス新自由主義」(new Liberalism)と共通するものであるが、それだけでなく、ライトの構想には、明示的ではないが、一九二〇年代にクリフォード・ダグラスが提唱した、個別的な所得保障によって生産と消費のギャップを埋めるという「社会信用論」の影響がみられる。

フリードランドとゼルマンは、フランク・ロイド・ライトが社会信用論を三番目の妻オルギヴァンナ(Olgianna Lloyd Wright, 1898-1985)の紹介によって知り合ったオレイジ(Alfred Richard Orage, 1873-1934)をこうして知ったと述べている(Friedland and Zellman, 2006, p. 260)。オレイジは、イギリス人の雑誌編集者でギルド社会主義に参加し、のちにクリフォード・ダグラスの影響を受けた人物である。オレイジのアイデアに強い印象を受けたライトはブロードエーカー構想にそれを組み込んだのである(注1)。

生産システムの効率性上昇に応じた購買力の保証という今日でいうベーシックインカム型の所得保障のアイデアを都市計画に組み込むとしたことは彼の議論の革新的な側面をなすといえる。都市の生産と分配の機能を本質的に規定することなしに都市計画はあり得ず、したがって都市を計画す

るものこそ、既存の経済構造と分配の詳細を批判的にとらえる必要があるとライトは考えた(注2)。

クリフォード・ダグラスおよび同種の所得保障論がその後のケインズ主義的な完全雇用政策の台頭の前に埋没する運命をたどったのと同様、ライトの思想も十分な注意を払われず忘れ去られた。こうして彼の建築や有機的建築論は常に高い評価と世間の注目を集めたが、その背後にある思想との関連は断ち切られ、ライトの議論が社会思想史に相応しい地位を占めることはなかった。

注

- 1 チャップリンもダグラスの社会信用論に影響を受けたことについて、『自伝』のなかで書いている。「『街の灯』の撮影中に株式市場が暴落した。幸いにもわたしは、クリフォード・ダグラス少佐の『社会信用論』を読んでいたため、被害を免れた。この本は資本主義経済の構造を分析、図解し、基本的にはすべての利益は賃金から生まれることを論じたものだった。したがって失業は、利益の減少と資本の縮小を招くことになる。わたしはこの説にひどく感心して、合衆国の失業者数が一四〇〇万人に達した一九二八年に手持ちの株と債券をすべて売却し、資本を現金に換えていたのである」(Chaplin, 1964, p. 387)
- 2 「宇宙船地球号」という言葉を提唱したマサチューセッツ出身の建築家バクミニスター・フ

ラー(Buckminster Fuller, 1895-1983)は、一九三〇年代にダイマクシオン(Dymaxion)と呼ぶ大量生産された安価な住宅を飛行船などで空中につり上げて好みの場所に設置し、都市インフラの政治的支配と貧困者の住宅問題を解消しようとする提案を行ったが、彼も自らの計画をクリフォード・ダグラスの社会信用の構想と結びつけている(Goodman and Goodman, 1947, pp. 39-42)。

文献

- Chaplin, Charles (1964) *My Autobiography*, The Bodley Head Ltd. (『チャップリン自伝』中野好夫訳、新潮社、一九六六年)
- Friedland, Roger and Harold Zellman (2006) *The Fellowship: The Untold Story of Frank Lloyd Wright and the Tales in Fellowship*, Harper Collins Publishers.
- Goodman, Percival and Paul Goodman (1947) *Communitas: Means of Livelihood and Ways of Life*, Chicago University Press.
- Wright, Frank Lloyd (1945) *When Democracy Builds*, University of Chicago Press. (『デモクラシーの真髓』二見甚郷訳、永晃社、一九四九年)
- (1958) *The Living City*, Horizon Press Publisher. (『ライトの都市論』谷川正己、谷川睦子訳、彰国社、一九六八年)